

四環警第13号

令和7年5月19日

一般社団法人愛知県産業資源循環協会会長

永井 良一 殿

第四管区海上保安本部長

澤井 幸保（公印省略）

「令和7年度海洋環境保全推進月間」への御協力について（依頼）

平素から海上保安業務に対する御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

海上保安庁では、「未来に残そう青い海」をスローガンに、5月30日（金）から6月30日（月）までを「海洋環境保全推進月間」と定めています。

この間、海事関係者等に対しては、

- ① 海上への油の排出原因として最も多い、船舶上での「誤ったバルブ操作」や「不適切な燃料タンク計測」等、機器類の「取扱不注意」による油の排出防止に関する指導
- ② 船内で油等の漏出が生じた際の海上流出を防止する措置（オーバーフロー・タンクの設置、スカッパーの閉鎖等）に関する指導

を行うほか、一般市民に対しては、プラスチックごみを含む家庭ごみ等の不法投棄防止に係る指導をはじめ、海洋環境保全教室等を通じプラスチック等身の回りのごみが海洋環境に与える影響を身近に感じてもらうことで、発生抑制に係る啓発活動を重点的に実施することとしております。

つきましては、同月間の趣旨を御理解いただき、関係者への周知及び当庁が実施する指導・啓発活動について、格段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。